

○山梨県警察長寿社会総合対策要綱の制定について

〔昭和61年10月1日
甲通達（防・務・捜一・交企・備一）第33号〕

我が国の高齢化は、保健医療の充実、国民の食生活の改善、出生率の低下等によって急速に高齢化社会へと移行しつつあり、特に本県の高齢化は全国でも早いペースで進んでいる状況にある。

このような背景の中にあつて、警察の長寿社会対策については、本年1月警察庁に長寿社会総合対策委員会が設置され、過般、「長寿社会総合対策要綱」が制定されたが、県警察においても、本年8月山梨県警察長寿社会総合対策委員会を設置し、県警察としての長寿社会対策の在り方を検討してきたところであるが、この度、別添のとおり「山梨県警察長寿社会総合対策要綱」を制定したので、今後、この趣旨に沿つて諸対策に取り組むよう特段の努力をされたい。

別添

山梨県警察長寿社会総合対策要綱

第1 目的

この要綱は、山梨県警察長寿社会総合対策の推進を図るため、基本的な推進事項を定めることを目的とする。

第2 実態把握活動及び広報啓発活動の推進等

1 実態把握活動の推進

高齢者の保護及び社会参加に資するため、保護を要する高齢者の社会参加等の実態を的確に把握する。

2 広報啓発活動の推進

高齢者の保護及び社会参加に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、広報啓発活動を積極的に推進して、長寿社会対策に関し県民の意識の啓発を図るとともにその理解と協力が得られるように努める。

3 関係機関、関係団体等との連携の強化

関係機関、関係団体等との連携を強化し、それぞれの地域における総合的かつ計画的な長寿社会対策の推進を図る。

第3 高齢者の保護の推進

1 各種犯罪及び事故の防止

(1) 防犯活動等の推進

高齢者に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、高齢者に対する効果的な防犯広報、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進する。

(2) 独居老人等に対する保護活動の推進

独居老人、痴ほう症老人等に係る各種犯罪及び事故防止に資するため、計画的な訪問指導等を積極的に推進する。

(3) 困りごと相談活動の推進

高齢者に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、困りごと相談活動を積極的に推進する。

2 各種犯罪の取締り活動の推進

高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済事犯の取締り活動を積極的に推進とともに、この種犯罪の再発及び被害の拡大の防止を図る。

3 交通事故の防止活動の推進

(1) 交通安全教育活動の推進

高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、それぞれの地域における高齢者の組織化等を促すとともに、高齢者に対する効果的な交通安全広報、交通安全講習、交通安全指導等を積極的に推進する。

(2) 高齢運転者対策の推進

高齢運転者に係る交通事故の防止に資するため、その運転特性等に関する調査、研究を行うとともに、高齢運転者に対する効果的な交通安全講習、交通安全指導等を積極的に推進する。

(3) 交通環境の整備の推進

高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、総合交通規制の実施及び交通安全施設の開発、整備を積極的に推進する。

第4 高齢者の社会参加の推進

1 高齢者の関係団体等への参加の推進、防犯、交通等の関係団体等への高齢者の参加の促進等を通じ、高齢者の社会参加意識の高揚を図る。

2 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進

高齢者が参加しやすい条件を整備した上で、防犯活動、交通安全活動等の地域に密着した社会奉仕活動への高齢者の参加の積極的な促進を図る。

第5 組織体制の整備

長寿社会対策の総合的かつ計画的な推進に資するため、警察本部及び所要の警察署に「長寿社会総合対策委員会」を設置し、関係各部門との連携を図る。

第6 関係団体、関係業界等の育成、指導

長寿社会対策の効果的な推進に資するため、関係団体、関係業界等の育成指導に努める。

第7 要綱推進上の留意事項

この要綱の推進に当たつては、本県の高齢化が過疎地域、非市街化地域等を中心に高齢化の比率が高く、また、産業立地や、ふるさと志向などの社会的要因に大きく左右されていることを念頭におき、長寿社会対策の効果的な推進を図ること。

第8 実施計画の策定

この要綱に基づく、長寿社会総合対策要綱実施計画は別に定める。

第9 実施

この要綱は、昭和61年10月1日から実施する。